

判決年月日	平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 1 年（行ケ）第 1 0 4 3 3 号		
○地域団体商標として出願された商標「喜多方ラーメン」が、使用された結果原告又は構成員の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとはいえないとして、商標法 7 条の 2 第 1 項の要件を具備しないとした審決が維持された事例			

（関連条文）商標法 7 条の 2

1 事案の概要

福島県喜多方市に所在する、同市内のラーメン店が加入する協同組合である原告は、平成 1 8 年 4 月 1 日、特許庁に対し、商標法（以下「法」という。）7 条の 2 第 1 項の地域団体商標として、標準文字で「喜多方ラーメン」と記してなる商標（以下「本願商標」という。）の登録出願をしたが（なお、その後の手続補正により、最終的に指定役務は第 4 3 類「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」となった。）、特許庁から法 7 条の 2 第 1 項の要件を具備しないとの理由で拒絶査定を受けたので、特許庁に対して不服審判請求をしたところ、特許庁は請求不成立の審決をした。審決の理由は、本願商標は、これが使用をされた結果原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、例えば、福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されているものということとはできないから、法 7 条の 2 第 1 項の要件を具備しないというものである。

そこで、原告が上記審決の取消しを求めたのが本件訴訟であるが、原告は本件訴訟で、①地域団体商標の制度（法 7 条の 2）は、法 3 条 2 項の周知性の登録要件を緩和した制度であって、（特定の者ではなく）一定の者の出所に係る商品又は役務であることを需要者が認識でき、地域ないし産地としての識別ができれば、法 7 条の 2 第 1 項の周知性の要件を充たすと解してよい、②喜多方市内のラーメン店のうちで原告の構成員が占める割合が 5 0 % 弱であること等を理由に本願商標が「本願商標は、これが使用をされた結果原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、例えば、福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されているものということとはできない。」とした審決の判断には誤りがある等と主張した。

2 裁判所の判断

裁判所は、上記①の点につき、法 7 条の 2 第 1 項で「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、例えば、福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されている」ことが要求されているのは、地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標である地域団体商標の登録をすると、構成員でない第三者による自由な商標の使用が制限されることになるので、かかる制限をしてまでも保護に値する程度にまで、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであり、あるいは構成員でない第三者による便乗使用のおそれが生じ得る程度に、上記団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであるとして、法 7 条の 2 の登録要件が法 3 条 2 項の登録要件よりも緩和されている

のは、識別力の程度に関するものであって、需要者からの当該商標と特定の団体又はその構成員の業務に係る商品ないし役務との結び付きの認識の要件までは緩和されていないと判示した。

また、裁判所は、上記②の点につき、審決と同様に、原告の従前の活動状況や、喜多方市内のラーメン店に占める原告の構成員の割合、喜多方市内の有力なラーメン店の原告への加入の有無、喜多方市外で「喜多方ラーメン」の文字を用いてラーメンを提供している事業者の営業状況、「喜多方ラーメン」の文字を含む商標の取得状況や使用状況等を総合勘案して、「例えば福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間において、本願商標が原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、広く認識されているとまでいうことはでき」ず、本願商標は法7条2第1項の要件を充たさないと判示して、原告の請求を棄却した。